

東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定（品川区決定）
都市計画大崎駅東口第4西地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

幅員の〔 〕は全幅員を示す。

名 称		大崎駅東口第4西地区第一種市街地再開発事業				
施 行 区 域 面 積		約2.0ha				
公 共 施 設 の 配 置 及 び 規 模	道 路	種 別	名 称	規 模		備 考
		幹線街路	主要幹線街路317号線	別に都市計画に定めるとおり。		既設（再整備）
		区画道路	区画道路1号	幅員 10m、延長 約250m		新設
		区画道路	特別区道Ⅱ-58-①号	幅員 1～5m〔5m〕、延長 約70m		既設（拡幅整備）
		区画道路	特別区道Ⅱ-56号	幅員 4m、延長 約70m		既設（表層整備）
		区画道路	特別区道Ⅱ-24-③号	幅員 6.5m〔13m〕、延長 約4m		既設
		特殊道路	歩行者専用道路	幅員 4m、延長 約80m		新設
	公 園	公園	公園1号	面積 約580㎡		新設
建 築 物 の 整 備	街区番号	建 築 面 積	延べ面積〔容積対象面積〕	主要用途	高さの制限	備 考
	1	約3,460㎡	約47,200㎡ 〔約39,260㎡〕	事務所、店舗等	100m	高さの基準点は T.P.+3.6mとする。
	2	約3,610㎡	約59,000㎡ 〔約41,850㎡〕	住宅、店舗等	140m	高さの基準点は T.P.+3.3mとする。
	3	約1,550㎡	約7,450㎡ 〔約6,000㎡〕	事務所等	35m	高さの基準点は T.P.+3.8mとする。
建築敷地の 整 備	街区番号	建築敷地面積	整 備 計 画			
	1	約5,230㎡	・大崎駅から周辺地域への安全で快適な歩行者ネットワークを形成するため、デッキレベルの歩行者通路を整備する。 ・デッキレベルや地上レベルに広場を整備し、にぎわいと憩いの空間を確保する。 ・道路境界及び敷地境界より建物を後退させ、安全で快適な歩行者空間を確保する。			
	2	約6,000㎡				
	3	約2,640㎡				

住 宅 建 設 の 目 標	戸数	面積	備考
	約 5 2 0 戸	約 5 7 , 1 0 0 m ²	共用部分（駐車場含む）を含む。
参 考	地区計画区域内にあり。		

「施行区域、公共施設の配置、街区の配置、建築物の高さの限度及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」

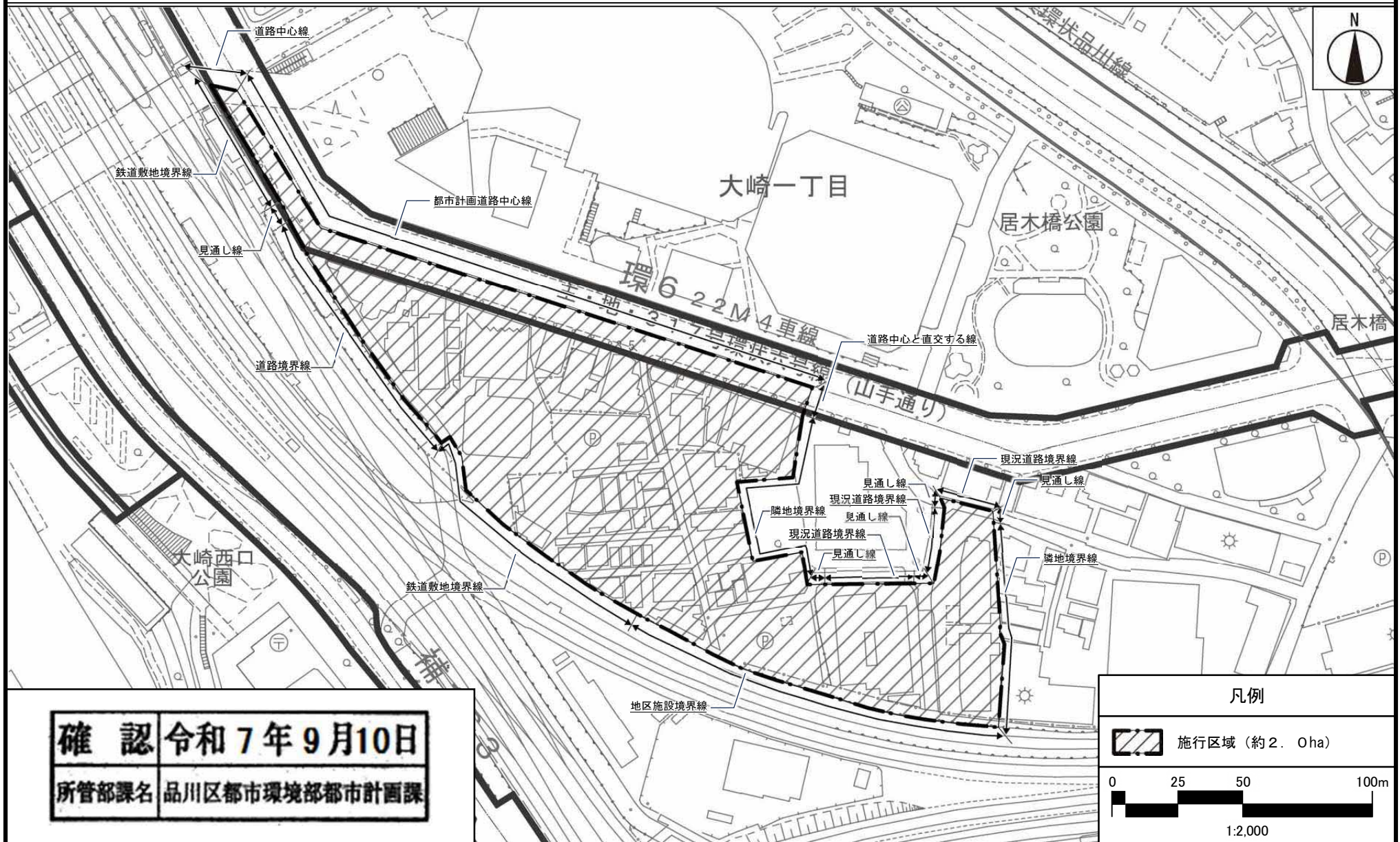
理由：土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、大崎駅東口の更なる拠点性の向上及び個性豊かな魅力を発信し続ける複合市街地の形成、歩行者ネットワークの強化による回遊性向上及び広場等の整備によるにぎわい創出を図るため、第一種市街地再開発事業を決定する。

東京都市計画第一種市街地再開発事業

大崎駅東口第4西地区第一種市街地再開発事業

計画図 1 施行区域図

〔品川区決定〕



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用(承認番号:7都市基交測第34号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。

(承認番号) MMT利許第07-109号 令和7年5月22日

(承認番号) 7都市基交測第34号 令和7年5月20日

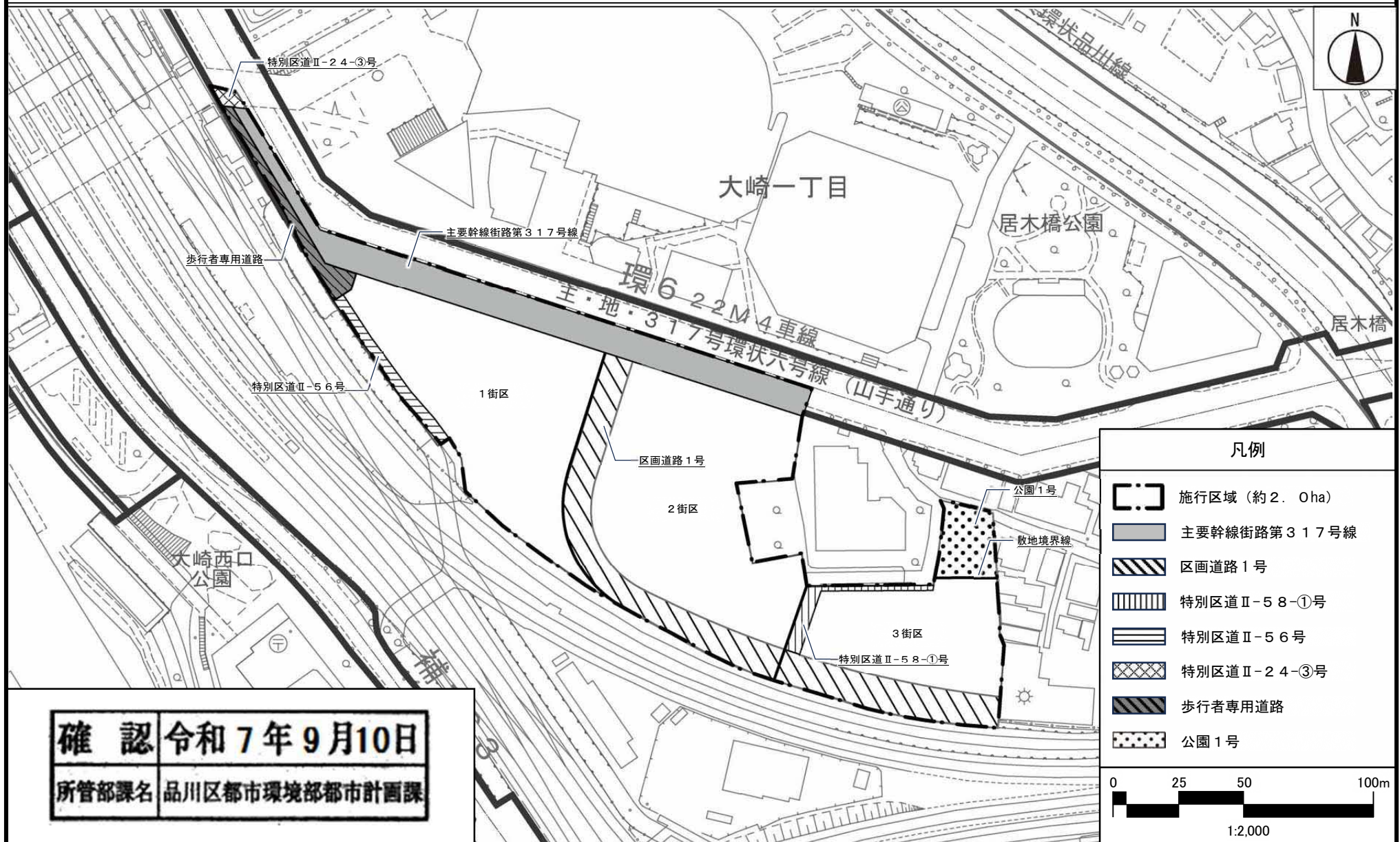
(承認番号) 7都市基街都第53号 令和7年5月13日

東京都市計画第一種市街地再開発事業

大崎駅東口第4西地区第一種市街地再開発事業

計画図 2

公共施設の配置及び街区の配置 〔品川区決定〕



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用(承認番号:7都市基交測第34号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。

(承認番号) MMT利許第07-109号 令和7年5月22日

(承認番号) 7都市基交測第34号 令和7年5月20日

(承認番号) 7都市基街都第53号 令和7年5月13日

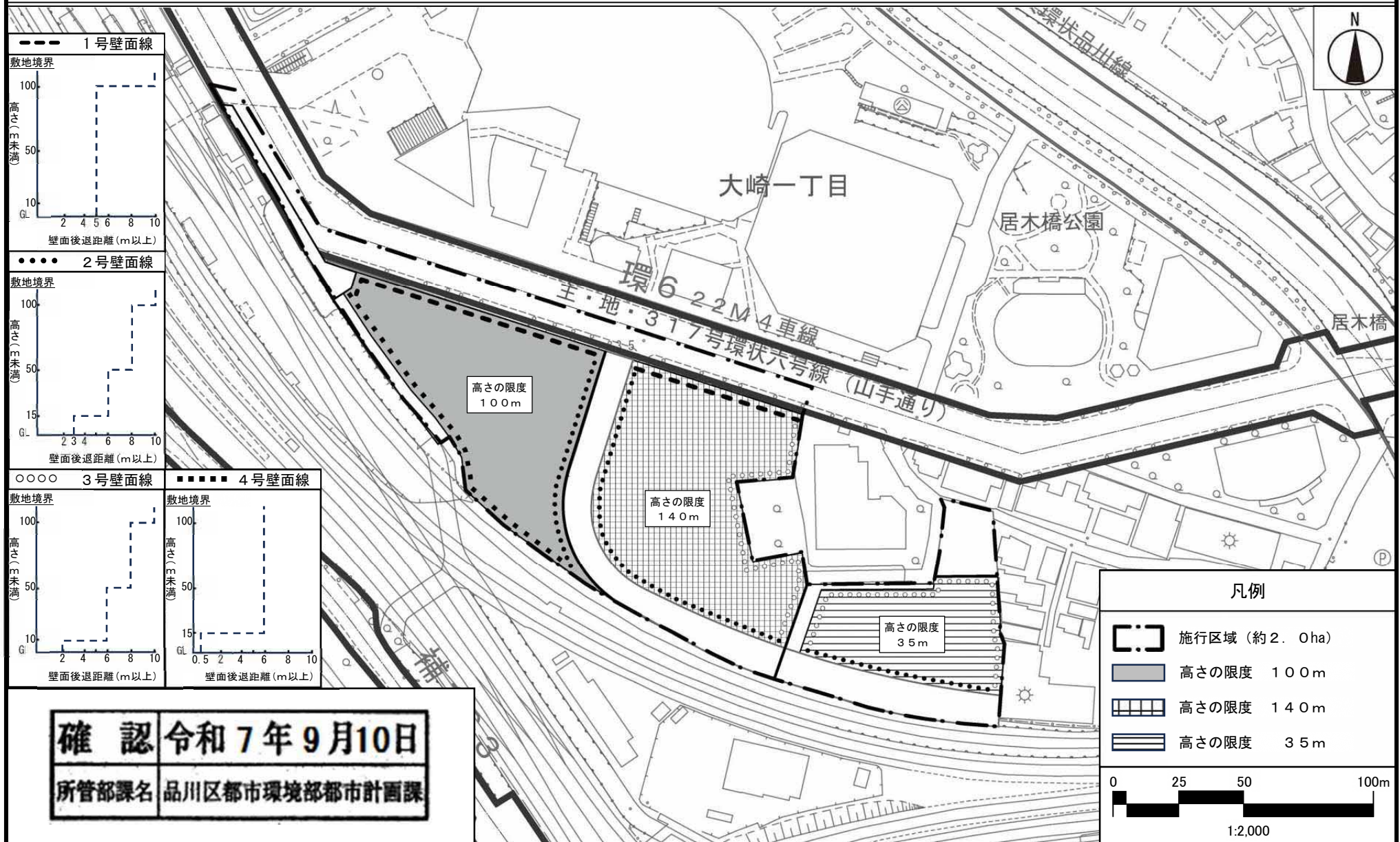
東京都市計画第一種市街地再開発事業

大崎駅東口第4西地区第一種市街地再開発事業

計画図 3

建築物の高さの限度及び壁面の位置の制限

〔品川区決定〕



この地図は、東京都縮尺 1/2,500 地形図を使用 (承認番号: 7 都市基交測第 34 号) して作成したものである。無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。

(承認番号) MMT利許第07-109号 令和 7 年 5 月 22 日

(承認番号) 7 都市基交測第34号 令和 7 年 5 月 20 日

(承認番号) 7 都市基街都第53号 令和 7 年 5 月 13 日